

3教総第109号  
令和3年3月1日

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの  
除外を踏まえた府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言について、本日、京都府が対象区域から  
除外されました。

については、令和3年1月14日付け3教総第17号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急  
事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」（以下「対応通知」という。）で通知した  
内容を、下記のとおり一部変更しますので、適切に対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

## 1 学校教育活動の制限の段階的緩和

新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大を防ぐため、次のとおり、教育活動の制限  
を段階的に緩和する。

### （1）感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活  
動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学  
校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）  
P48）は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離  
での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、  
同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

### （2）宿泊を伴う教育活動

令和3年3月8日（月）から宿泊を伴う教育活動の実施を可とする。ただし、3月18  
日（木）までは活動場所を京都府内に限るものとする。

なお、修学旅行（研修旅行）については、実施時期が限定されることから、3月8  
日（月）から18日（木）までの期間においても京都府外での実施を可とする。

実施に当たっては、次の事項に十分留意すること。（「宿泊を伴う教育活動の実施  
における制限緩和について」（令和2年9月28日付け高校教育課長、保健体育課長、  
特別支援教育課長事務連絡）に同じ。）

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における  
感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅

行の手引き（第4版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。

- ウ 出発前から健康観察（体温・体調の確認）を徹底し、発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。
- エ 活動期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。
- オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。
- カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上で参加となるよう配慮すること。  
また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めるこ。

### (3) 部活動

#### ア 制限等

下表のとおり、部活動に係る制限を段階的に緩和する。

なお、活動に当たっては、「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）（以下「部活動通知」という。）による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

	3月1日(月)～	3月8日(月)～	3月19日(金)～
参加者	自校生徒のみ	自校を含め府内の2校程度（※1）	制限しない（※2）
活動場所	府内に限る（※3）		府外での活動可
活動時間	制限しない（※4）		
他府県交流	禁止		交流可
宿泊	禁止	府内に限り宿泊可	府外での宿泊可
大会参加	制限しない（※5）		

※1 参加者数は100名以下から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。

※2 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

※3 活動拠点が府内になく、府外施設のみの場合は、当該施設を府内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※4 京都府部活動指導指針を遵守すること。

※5 参加に当たっては、開催地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

#### イ 留意事項等

- (ア) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。

- (イ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (ウ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせないことがないよう特に配慮すること。
- (エ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (オ) 各種発表会等を開催するに当たっては、マスクの着用及び風邪のような症状のある方が参加しないよう呼びかけ、参加者の連絡先の把握や時間の短縮を図るとともに、収容人数等施設管理者のガイドライン等に即した感染防止対策等の遵守を徹底すること。

#### (4) その他

- ア 教育活動における学年・学部間の交流（部活動を除く。）や、学校外の者が参加して行われる活動（発表会、公開授業、PTA行事、地域行事、小中学校との交流等）は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握した上で実施すること。
- イ 校外での活動は、移動時も含めて3密を回避し、不特定多数の人とできるだけ接触しないよう配慮して実施すること。
- ウ 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、状況に応じて登校（出勤）を控えるよう指導すること。（例えばPCR検査受検後、結果が判明していないなど。）

## 2 感染防止対策の徹底等

### (1) 学校における感染防止対策

1に記載した事項の他は、対応通知に記載の感染防止対策等を緩和するものではない。緊急事態宣言の対象区域から除外されても、当面は「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準のレベル2以上に相当すると考えられることから、引き続き「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aについて（2月19日更新）」及び衛生管理マニュアルに従い、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行うとともに、対応通知、部活動通知及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言延長を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年2月3日付け高校教育課長、特別支援教育課長、保健体育課長事務連絡）を踏まえ、引き続き適切に対応すること。

### (2) 長期休業期間等における感染防止対策

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」や府の府民に対する要請を踏まえ、引き続き、休日においても不要不急の外出を控えるとともに、卒業旅行やいわゆる卒業生を送る会等での飲食は控える（延期する）よう指導すること。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861

